

[E] 部門：「学説彙纂第五〇巻第一七章『古法の各種の法範について(DE DIVERSIS REGULIS JURIS ANTIQUI)』試訳

※₁ 本部門の内容となる法文の多くは、すでに法格言クラスの命題という扱いで、[B] 部門の各所に登場しているが、その個所で、文法的なコメントなどとあわせてつけた日本語訳というものは、文法的解析の一つの成果として提示されている関係で、やや固いものとなっている。そこで、この[E] 部門では、日本語訳は、ときには少し言葉をおぎないながら、いくらかやわらかめの表現のものにしあげてある。このさい、今から一八〇〇年以上も前の古代ローマの法学者たちが編みだした命題群をストレートに味わって頂ければ幸いである。古代ローマ人は、独特の発想・フィーリング・論理・表現方法をもっているので、現代人である私たちからすると、彼らの業績にはなじみにくい部分もたしかにあるが、そこは、「古典」ということで、さらりと読み下して頂くしかない。なお、ローマ人の言う「法範 (regula)」というものは、第一法文の趣旨からすると、「法格言」とか「法原理・法原則・法準則」とかの高級な概念とは少し距離をおいた存在のようであるが、しかし、ごくゆるやかにうけとめるならば、それらと同類のものとも見ることもできるのではなからうか。ところで、フランス民法典の制定(1804年)より少しまえの時代に、ゲルマン法系列のフランスの慣習法にも古代ローマ法にも精通していたポティエ(1699~1772)という学者は、三巻本の『新編ユースティニアヌス学説彙纂』という書物を一八世紀の中ごろに著わしているが、その最終章におさめた問題の「法範」の数を、ここで扱うローマの『学説彙纂』第五〇巻第一七章が収録していた211個をはるかに超す、実に950個にまでふやす試みを行なっている。そのローマ版の「法範」の集合体の場合には論理的な配列方式はとられていなかったが、彼は、いかにも論理性に重きをおくフランス人らしく、その950個を、一般的な規則、人にかんする規則、物にかんする規則、訴訟にかんする規則、公法にかんする規則、というように、五部制の分類のもとにまとめあげている。このようにして、そのローマ法の原データには、フランスの地で、ゲルマン法系列の新しい生命もふきこまれることになったのである。ところで、「学説彙纂」分のラテン語のテキストには、Theodor Mommen, Paul Kruger 版を用いている(これは、A. Watson, *The Digest of Justinian, Vol.IV, 1985* に、その英訳とともに収められている)。

※₂ <1>というナンバーのあとにくる「パウルス」以下の言葉は、「パウルス」という法学者が、「プラウティウス註解」という自著の「第一六巻」において展開していた命題が、たまたま問題の第一七章にとりこまれて、法文の扱いをうけた、ということの意味している。

※。訳文中の〔 〕は補足を、()は説明を、()は原文中の()の部分
を、それぞれ示すものとする。

〈1〉 パウルス「プラウティウス註解」第一六卷——「法範というのは、[現
に] 存在する事柄を簡潔に述べる [もの] である。法範から法がとりださ
れるべきではなくて、[現に] 存在する法から法範が生まれるべきなのであ
る。したがって、法範によって事柄の簡潔な叙述が伝えられ、そして、そ
の叙述は、サビーヌスの言っているように、あたかも事項の [法的] 略述
のようなものであるが、この略述は、それがなにかある [こと] において
欠陥のあるものになってしまうのと同時に、それ自体の力を失なうのであ
る。」(Regula est, quae rem quae est breviter enarrat. Non ex regu
la jus sumatur, sed ex jure quod est regula fiat. Per regulam igitur
brevis rerum narratio traditur, et, ut ait Sabinus, quasi causae
conjectio est, quae simul cum in aliquo vitiata est, perdit officium
suum.)

〈2pr.〉 ウルピアーヌス「サビーヌス註解」第一卷——「婦女は、市民的
あるいは公的なあらゆる義務から遠ざけられた。そして、そのために、彼
女たちは、裁判者であることも、公職につくことも、告訴することも、[債
務保証の目的で] 他 [人] のために加入することも、委託事務管理人とな
ることも、できない。」(Feminae ab omnibus officiis civilibus vel pu
blicis remotae sunt et ideo nec iudices esse possunt nec magistratum
gerere nec postulare nec pro alio intervenire nec procuratores
existere.)

〈2,1〉 「同じようにして、未成熟 [者] (被後見人) は、あらゆる市民的
な義務をまぬかれているべきである。」(Item impubes omnibus officiis
civilibus debet abstinere.)

〈3〉 同人「サビーヌス註解」第三卷——「望まないということは、[その
気になれば] 望むことが可能な人 [だけ] に、できることである。」(Ejus
est nolle, qui potest velle.)

〈4〉 同人「サビーヌス註解」第六卷——「家長あるいは主人 (奴隷に対し
て所有権をもつ者) の指示にしたがう [人は]、[自ら] 望むものとは考え
られない。」(Velle non creditur, qui obsequitur imperio patris vel
domini.)

〈5〉 パウルス「サビーヌス註解」第二卷——「法律行為の締結のさい、精
神錯乱 [者] たちの事情は、たとえ、事柄の状況を理解していなかったと
しても、[とにかく] 話すことは可能である人たちの事情とはべつのもので
ある、と考えられた。実際のところ、精神錯乱 [者] の方は、いかなる法

律行為も締結することができない[が、しかし、]未成熟者(被後見人)の方は、後見人を助成者とするならば、あらゆる[こと]を行なうことができるからである。」(In negotiis contrahendis alia causa habita est furiosorum, alia eorum qui fari possunt, quamvis actum rei non intellegerent: nam furiosus nullum negotium contrahere potest, puillus omnia tutore auctore agere potest.)

<6> ウルピアーヌス「サビーヌス註解」第七卷——「他の[人]へ相続財産を移すことを望んだ[人は]、[自身が]相続人であることを望まないことになる。」(Non vult heres esse, qui ad alium transferre voluit hereditatem.)

<7> ポンポーニウス「サビーヌス註解」第三卷——「私たちの法は、[軍人でない]民間人の場合、同一[人]が、[一部について]遺言し、同時に[一部について]無遺言のままに死去した、というような[状態]を認めない。また、「遺言した[人]」と「遺言しなかった[人]」というこれらの事柄については、相互のあいだに本性上矛盾が存在することになるのである。」(Jus nostrum non patitur eundem in paganis et testato et intestato decessisse: earumque rerum naturaliter inter se pugna est 'testatus' et 'intestatus'.)

<8> 同人「サビーヌス註解」第四卷——「血縁関係の法は、いかなる市民法[の規定]によっても破られることはできない。」(Jura sanguinis nullo jure civili dirimi possunt.)

<9> ウルピアーヌス「サビーヌス註解」第一五卷——「私たちは、明らかでない[こと]においては、つねに、最小である[もの]にしたがう。」(Semper in obscuris quod minimum est sequimur.)

<10> パウルス「サビーヌス註解」第三卷——「各個の事柄のもたらす利益が、[まさにその事柄から]不利益をこうむることになる人に属する、という[ように取扱う]ことは、自然というものにしたがっている。」(Secundum naturam est commoda cujusque rei eum sequi, quem sequentur incommoda.)

<11> ポンポーニウス「サビーヌス註解」第五卷——「私たちに属するものは、私たちの[積極的な]行為がなければ、他の[人]へと移転されることはできない。」(Id, quod nostrum est, sine facto nostro ad alium transferri non potest.)

<12> パウルス「サビーヌス註解」第三卷——「私たちは、遺言においては、遺言[者]の意思をかなり広いめに解釈する。」(In testamentis plenius voluntates testantium interpretamur.)

<13> ウルピアーヌス「サビーヌス註解」第一九卷——「抗弁というもの

があるために〔訴訟上〕請求から遠ざけられる〔人は〕、〔なんらかのものを〕取得したものとは考えられない。」(Non videtur cepisse, qui per exceptionem a petitione removetur.)

<14> ポンポーニウス「サビーヌス註解」第五卷——「期日が定められていないあらゆる債務においては、その当日に〔ただちに〕債務が負われる。」(In omnibus obligationibus, in quibus dies non ponitur, praesent i die debetur.)

<15> パウルス「サビーヌス註解」第四卷——「物を取りもどすための訴権を保有する人は、〔その〕物それ自体をもつものと考えられる。」(Is, qui i actionem habet ad rem recipendam, ipsam rem habere videtur.)

<16> ウルピアーヌス「サビーヌス註解」第二一巻——「売買は、代価をともなっているかぎり、仮装的ではない。」(Imaginaria venditio non est pretio accedente.)

<17> 同人「サビーヌス註解」第二三巻——「遺言中に期日が添えられているときには、遺言者の意思がべつのものであったのでないかぎり、〔その期日が〕相続人のために添えられた〔もの〕と考えられるべきである。そして、それは、ちょうど、問答契約において期日が諾約者に有利となるように添えられている場合と同じようなものである。」(Cum tempus in testamento adicitur, credendum est pro herede adjectum, nisi alia mens fuerit testatoris: sicuti in stipulationibus promissoris gratia tempus adicitur.)

<18> ポンポーニウス「サビーヌス註解」第六卷——「私たちの死亡後に私たちの相続人へと移る遺贈について言えば、私たちは、私たちを〔自身の〕権力下においているこれらの人のために、私たち〔自身〕を通じて、同じ場合において、その遺贈の利益を手に入れる。ところで、私たちが問答契約で要約した場合とは、〔事情は〕異なっている。なぜならば、私たちが条件つきで問答契約で要約するさいでも、私たちは、たとえ私たちが主人の権力から自由になったのちに〔はじめて〕条件が成就するとしても、まったく、それらの人のために〔遺贈の利益を〕手に入れるからである。」(Quae legata mortuis nobis ad heredem nostrum transeunt, eorum commodum per nos his, quorum in potestate sumus, eodem casu adquirimus: aliter atque quod stipulati sumus. Nam et sub conditione stipulantes omnimodo eis adquirimus, etiamsi liberatis nobis potestate domini condicio existat.)

<19pr.> ウルピアーヌス「サビーヌス註解」第二四巻——「他の〔人〕と契約を結ぶ〔人は〕、あるいは、その人の状況を〔現実に〕知らないという

ようなことはないか、あるいは、[少なくとも]知らないという状況になっていないようにするべきである。ところが、相続人が受遺者と自発的に契約を結ぶ、というのではないときには、このような[制約]は相続人に帰せられることはできない。」(Qui cum alio contrahit, vel est vel debet esse non ignarus condicionis ejus: heredi autem hoc imputari non potest, cum non sponte cum legatariis contrahit.)

<19,1> 「悪意の抗弁は、遺言者の意思が妨げとなっているのではない人々を害しないのをつねとする。」(Non solet exceptio doli nocere his, quibus voluntas testatoris non refragatur.)

<20> ポンポーニウス「サビーヌス註解」第七卷——「[ある人の]自由身分[保有]についての解釈が疑問をはらむたびごとに、自由身分[保有]に有利となるかたちで解答がなされるべきであろう。」(Quotiens dubia interpretatio libertatis est, secundum libertatem respondendum erit.)

<21> ウルピアーヌス「サビーヌス註解」第二七卷——「比較的多くの[こと][をなすことが]許されている[人に]、比較的少ない[ことを][なすことが]許されない、といったような[ことになる]べきではない。」(Non debet, cui plus licet, quod minus est non licere.)

<22> 同人「サビーヌス註解」第二八卷——「奴隸人格には、いかなる債務も関係しない。」(In personam servilem nulla cadit obligatio.)

<22,1> 「一般に是認されるべきなのは、以下の点である。つまり、誠意訴訟において、条件が本人あるいはその人の委託事務管理人の自由裁量へと委ねられるときは、つねに、これ(自由裁量)が有能な人の自由裁量[である]と考えられるべきである、ということである。」(Generaliter probandum est, ubicumque in bonae fidei judiciis confertur in arbitrium domini vel procuratoris ejus condicio, pro boni viri arbitrio hoc habendum esse.)

<23> 同人「サビーヌス註解」第二九卷——「ある契約は悪意だけについて[責任を]うけいれ、ある[契約]は悪意についても過失についても[責任をうけいれる]。悪意だけについて[責任をうけいれる契約としては]、寄託と容假占有が[ある]。悪意および過失について[責任をうけいれる契約としては]、委任、使用貸借、売却、質物受領、貸与が[あり]、同様に、嫁資の供与、後見、事務管理が[ある]。これらの[契約]においては、たしかに、注意深さについても[それらは責任をうけいれる]。組合と物の共有は、悪意および過失について[責任を]うけいれる。しかし、これらは、あることが個々の契約において(あるいは比較的多く、あるいは比較的少なく)明示的に合意されていたのでないかぎりにおいて、そのように[扱わ

れるだけである]。なぜならば、発端において合意されたこのことが遵守されるだろうからである《実際のところ、契約が法律（法）を与えたのである》。もつとも、これは、以下のことが除外されたうえでのことである。つまり、それは、ケルススが効力をもたないと考えていることなのであるが、もし悪意について責を負わないように、と合意されたような場合のことである。なぜならば、こういうことは誠意訴訟 [の本質] に反しているからである。そして、私たちはこのような[法律（法）を]用いる。しかし、過失なしに生じてしまう動物の事故および死、通常は監視されない奴隷の逃亡、強奪、騒乱、火災、大水、掠奪者の襲撃は、どのような[人]によっても責を負われない。」(Contractus quidam dolum malum dumtaxat recipiunt, quidam et dolum et culpam. Dolum tantum: depositum et precarium. Dolum et culpam mandatam, commodatum, venditum, pignori acceptum, locatum, item dotis datio, tutelae, negotia gesta: in his quidem et diligentiam. Societas et rerum communio et dolum et culpam recipit. Sed haec ita, nisi si quid nominatim convenit (vel plus vel minus) in singulis contractibus: nam hoc servabitur, quod initio convenit (legem enim contractus dedit), excepto eo, quod Celsus putat non valere, si convenit, ne dolum praestetur: hoc enim bonae fidei iudicio contrarium est: et ita utimur. Animalium vero casus mortisque, quae sine culpa accidunt, fugae servorum qui custodiri non solent, rapinae, tumultus, incendia, aquarum magnitudines, impetus praedonum a nullo praestantur.)

<24> パウルス「サビーヌス註解」第五卷——「誰かある人の利害関係がどの程度のものかは、法にもとづいてではなくて、事実にもとづいて、判断される。」(Quatenus cuius intersit, in facto, non in jure consistit.)

<25> ポンポニーウス「サビーヌス註解」第一卷——「人のなかによりも、物のなかに、いっそう多い担保が存在する。」(Plus cautionis in re est quam in persona.)

<26> ウルピアーヌス「サビーヌス註解」第三〇卷——「他の人の」意向に反してその人に譲渡することのできる[人は]、もちろん、その[人]が知らない場合にも、また、その[人]が不在の場合にも、その[人]に[譲渡することが]できる。」(Qui potest invitis alienare, multo magis et ignorantibus et absentibus potest.)

<27> ポンポニーウス「サビーヌス註解」第一六卷——「たとえ、債務関係の状況が、法上当然にまた合意約束の抗弁を通じて、合意により変更可

能であるとしても、法務官法にもとづいても、厳正法（市民法）にもとづいても、私〔人〕間の合意によってなんら変更がなされるべきではない。なぜならば、あるいは法律（法）によって、あるいは法務官を通じて、導入された訴権の態様は、訴訟が開始されるそのときに彼ら（関係者）のあいだで合意が成立しているのではないかぎり、私〔人〕間の合意によって効力を奪われることはないからである。」(Nec ex praetorio nec ex sollemni jure privatorum conventionem quicquam immutandum est, quamvis obligationum causae pactione possint immutari et ipso jure et per pacti conventi exceptionem: quia actionum modus vel lege vel per praetorem introductus privatorum pactionibus non infirmatur, nisi tunc, cum inchoatur actio, inter eos convenit.)

<28> ウルピアーヌス「サビーヌス註解」第三六巻——「神皇ピウスは、気前のよさのために訴えられる〔人々〕には、それらの人々が〔支払うこと〕のできる限度で、有責判決が下されるべき〔であると〕、指令した。」(Divus Pius rescripsit eos, qui ex liberalitate conveniuntur, in id quod facere possunt condemnandos.)

<29> パウルス「サビーヌス註解」第八巻——「当初において瑕疵のある〔ものは〕、時の経過によって〔事後に〕有効となることはできない。」(Quod initio vitiosum est, non potest tractu temporis convalescere.)

<30> ウルピアーヌス「サビーヌス註解」第三六巻——「共棲ではなくて、合意〔こそ〕が、婚姻をつくる。」(Nuptias non concubitus, sed consensus facit.)

<31> 同人「サビーヌス註解」第四二巻——「合意も、問答契約も、事実〔そのもの〕をとりぞくことはできない、というのは真実である。なぜならば、不可能である〔ことは〕、それが準訴権あるいは事実を生みだすことを可能にすることができるようになるために、合意にも問答契約にも含まれるようになることは、できないからである。」(Verum est neque pacta neque stipulationes factum posse tollere: quod enim impossibile est, neque pacto neque stipulatione potest comprehendi, ut utilem actionem aut factum efficere possit.)

<32> 同人「サビーヌス註解」第四三巻——「奴隷は、市民法にかんするかぎりでは、無と扱われる。それでもやはり、自然法にかんするかぎりでは、人間はすべて平等であるので、奴隷が自然法においても〔そのように考えられる、〕というわけではない。」(Quod attinet ad jus civile, servi pro nullis habentur: non tamen et jure naturali, quia, quod ad jus naturale attinet, omnes homines aequales sunt.)

<33> ポンポーニウス「サビーヌス註解」第二二巻——「請求する人か、

あるいは請求をうける人かのどちらかが利得することになることにおいては、請求者の状況の方がいっそう不利である。」(In eo, quod vel is qui petit vel is a quo petitur lucri facturus est, durior causa est petitoris.)

<34> ウルピアーヌス「サビーンヌス註解」第四五巻——「問答契約において、また、その他の諸契約においては、私たちは、つねに、意図されたことにしたがう。しかし、あるいは、もし、なにが意図されたのかが明らかとならないような場合には、その〔法律行為〕が行なわれたその地域においてしばしばなされることに私たちがしたがう、というのが適切であろう。それでは、〔その〕地域の慣行がさまざまであったので、それも明らかとならないような場合には、どうなるのか？〔問題の〕金額は最小であるものにひきさげられるべきである。」(Semper in stipulationibus et in ceteris contractibus id sequimur, quod actum est: aut, si non pareat quid actum est, erit consequens, ut id sequamur, quod in regione in qua actum est frequentatur. Quid ergo, si neque regionis mos appareat, quia varius fuit? Ad id, quod minimum est, redigenda summa est.)

<35> 同人「サビーンヌス註解」第四八巻——「なにかあることが結びつけられたその方法を通じて〔逆に〕そのことを解消することほど自然なことは、なにもない。そのようなわけで、文言の債務関係は、文言によって解消され、また、たんなる合意による債務関係は、反対の合意によって解消される。」(Nihil tam naturale est quam eo genere quidque dissolvere, quo colligatum est. Ideo verborum obligatio verbis tollitur: nudi consensus obligatio contrario consensu dissolvitur.)

<36> ポンポーニウス「サビーンヌス註解」第二七巻——「自身に関係のない事柄にかかわりあうのは、過失である。」(Culpa est immiscere se rei ad se non pertinenti.)

<37> ウルピアーヌス「サビーンヌス註解」第五一巻——「有責判決を下すことのできる人が、誰も、免訴判決を下すことができない、というようなことはない。」(Nemo, qui condemnare potest, absolvere non potest.)

<38> ポンポーニウス「サビーンヌス註解」第二九巻——「ちょうど、相続人が死者の不法行為にもとづいて罰金の責を負わされるべきではないのと同じように、そのように、もしあるものがその事柄からその人(相続人)のもとへ到来したような場合に、その人が利得もなさない〔ものとする〕。」(Sicuti poena ex delicto defuncti heres teneri non debeat, ita nec lucrum facere, si quid ex ea re ad eum pervenisset.)

<39> 同人「サビーンヌス註解」第三二巻——「あらゆる事案において、〔あ

ることが] 生じないようにと他の [人] を通じて遅滞が生ずるように [された] 場合には、そのことが [現実] に生じたものとうけとられる。」(In omnibus causis pro facto accipitur id, in quo per alium morae sit, quo minus fiat.)

<40> 同人「サビーヌス註解」第三四卷—「精神錯乱 [者]、あるいは、財産管理を禁じられたような人には、なんらの意思もない。」(Furiosi vel ejus, cui bonis interdictum sit, nulla voluntas est.)

<41pr.> ウルピアーヌス「告示註解」第二六卷—「被告に認められない [そのことが] 原告に許される、というようなことがあってはならない。」(Non debet actori licere, quod reo non permittitur.)

<41,1> 「明らかでない事項においては、偶然の利得に有利な扱いをするよりも、返還請求に有利な扱いをする方が、いっそうよい。」(In re obscura melius est favere repetitioni, quam adventicio lucro.)

<42> ガーイウス「属州告示註解」第九卷—「他のある [人] の地位を継承する [人は]、請求されたものが [実際に] 負われたかどうか、という点についての不知にかんして、正当な理由をもつ。信命人も、相続人と同じように、正当な不知を主張することができる。これらは、相続人にかんして、もし彼を相手方として訴えがなされる場合に、そのように言われたのであるが、[しかし、] 彼 [自身] が訴える場合にさえも [そうなのではない]。実際、訴える [人は]、もちろん、自身がいつ訴えることを望むかは、自身の権限のなかにあるので、[状況について] 確かな情報をもっているべきであり、また、あらかじめ、事情を細心に調べ、そして、それから訴えることへ進むべきである。」(Qui in alterius locum succedunt, justam habent causam ignorantiae, an id quod peteretur deberetur. Fide jussores quoque non minus quam heredes justam ignorantiam posunt allegare. Haec ita de herede dicta sunt, si cum eo agetur, non etiam si agat: nam plane qui agit, certus esse debet, cum sit in potestate ejus, quando velit experiri, et ante debet rem diligenter explorare et tunc ad agendum procedere.)

<43pr.> ウルピアーヌス「告示註解」第二八卷—「自身が [債務を] 負っていることを否認する人たちのうちの誰も、法律 (法) が妨げとなっているのでないかぎりには、他の防御方法さえも援用することを禁止されない。」(Nemo ex his, qui negant se debere, prohibetur etiam alia defensione uti, nisi lex impedit.)

<43,1> 「同一の事柄のために多数の訴権が競合するたびごとに、誰でも、ただ一つの [訴権] で訴えるべきである。」(Quotiens concurrunt plures actiones ejusdem rei nomine, una quis experiri debet.)

<44> 同人「告示註解」第二九卷—「死者の悪意にもとづいて訴えがなされるたびごとに、相続人のもとに到来したものにかんして、私たちは相続人に対するものとして〔訴権を〕与える。〔しかし、それが相続人〕自身の〔悪意〕にもとづくたびごとに、〔そのような扱いになるということは〕ない。」(Totiens in heredem damus de eo quod ad eum pervenit, quotiens ex dolo defuncti convenitur, non quotiens ex suo.)

<45pr.> 同人「告示註解」第三〇卷—「自身の物については、質も、寄託も、容仮占有も、購入も、貸与も、存立することができない。」(Neque pignus neque depositum neque precarium neque emptio neque locatio rei suae consistere potest.)

<45,1> 「私〔人〕の合意が公けの法を部分的に廃止することは、ない。」(Privatorum conventio juri publico non derogat.)

<46> ガーイウス「属州告示註解」第一〇卷—「誰も、任意のある人から罰金の名目で請求してえられたものを、その人に返還することを強制されたりはしない。」(Quod a quoquo poenae nomine exactum est, id eadem restituere nemo cogitur.)

<47pr.> ウルピアーヌス「告示註解」第三〇卷—「〔人を〕欺かない助言にかんしては、なんらの債務関係も存在しない。そうではなくて、もし悪意や狡猾さが介在したような場合には、悪意にかんする訴権が帰属する。」(Consilii non fraudulentum nulla obligatio est: ceterum si dolus et calliditas intercessit, de dolo actio competit.)

<47,1> 「私の組合員の組合員が私の組合員である、というわけではない。」(Socii mei socius meus socius non est.)

<48> パウルス「告示註解」第三五卷—「怒りの激情のなかでなされたりあるいは言われたりすることは、すべて、持続状態〔の存在〕を通じてそれが〔正常な〕精神の判断であったことが明らかになる以前には、有効ではない。そして、そのようなわけで、すぐに〔婚家に〕もどってきた妻も離婚しなかったものと見られる。」(Quidquid in calore iracundiae vel fit vel dicitur, non prius ratum est, quam si perseverantia apparuit iudicium animi fuisse. Ideoque brevi reversa uxor nec divortisse videtur.)

<49> ウルピアーヌス「告示註解」第三五卷—「一方の〔人〕の詐害は他方の〔人〕に訴権を与えない。」(Alterius circumventio alii non praebet actionem.)

<50> パウルス「告示註解」第三九卷—「〔事情を〕知ってはいるが、しかし〔あることを〕禁止することができない〔人は〕、過失を欠く。」(Culpa caret qui scit, sed prohibere non potest.)

<51> ガーイウス「属州告示註解」第一五卷—「誰かある人が他の〔人〕にある〔物〕を返還する必要がある場合には、前者は、その〔物〕を取得するものとは見られない。」(Non videtur quisquam id capere, quod ei necesse est alii restituere.)

<52> ウルピアーヌス「告示註解」第四四卷—「隠れている〔人〕だけでなく、在席していながら、自身を防御することを拒むか、あるいは訴訟に応ずることを望まないかする〔人〕も、[自身を]防御しないものと見られる。」(Non defendere videtur non tantum qui latitat, sed et is qui prae sens negat se defendere aut non vult suscipere actionem.)

<53> パウルス「告示註解」第四二卷—「錯誤が介在したために与えられてしまった〔もの〕についての返還請求が生ずる人には、意識して与えられた〔もの〕については、贈与が生ずる。」(Cujus per errorem dati repetitio est, ejus consulto dati donatio est.)

<54> ウルピアーヌス「告示註解」第四六卷—「誰も、自身がもっていたよりも多くの権利を他の〔人〕に移転することはできない。」(Nemo plus juris ad alium transferre potest, quam ipse haberet.)

<55> ガーイウス「都市告示註解・遺言論」第二卷—「自身の権利を用いる人は、誰も、悪意で行動するものとは見られない。」(Nullus videtur dolo facere, qui suo jure utitur.)

<56> 同人「都市告示註解・遺贈論」第三卷—「疑問のある〔こと〕においては、つねに、いっそう寛大な〔取扱い〕の方が優先されるべきである。」(Semper in dubiis benigniora praefenda sunt.)

<57> 同人「属州告示註解」第一八卷—「誠意は、同一〔物〕が再度請求されるようなことを許さない。」(Bona fides non patitur, ut bis idem exigatur.)

<58> ウルピアーヌス「討論録」第二卷—「罰金にかんする原因にもとづいては、家長に対するものとして、特有財産にかんする訴権が与えられない、というのがならわしである。」(Ex poenalibus causis non solet in patrem de peculio actio dari.)

<59> 同人「討論録」第三卷—「相続人が、死者の保有していたのと同じ権能および権利を保有する、ということは、確定している。」(Heredem ejusdem potestatis jurisque esse, cujus fuit defunctus, constat.)

<60> 同人「討論録」第一〇卷—「自身のために〔ある他の人が〕介入してくることを禁じない〔人は〕、つねに、委任するものと考えられる。しかし、もし誰かある人が、なされた〔ことを〕有効なものと認めたような場合にも、その人は委任訴権によって責任を問われる。」(Semper qui non prohibet pro se intervenire, mandare creditur. Sed et si quis rat

um habuerit quod gestum est, obstringitur mandati actione.)

<61> 同人「意見録」第三卷—「誰にも自身の家を修理することが許されている。ただし、それは、自身が〔ある他人に対して〕権利をもたないという状況のもとで、その人の意向に反してその人に損害を与えるのではない、という場合にかぎられる。」(Domum suam reficere unicuique licet, dum non officiat invito alteri, in quo jus non habet.)

<62> ユーリアーヌス「法学大全」第六卷—「相続は、死者がもっていた権利全体の承継以外のなにものでもない。」(Hereditas nihil aliud est, quam successio in universum jus quod defunctus habuerit.)

<63> 同人「法学大全」第一七卷—「悪意なしに訴訟〔の手段〕に訴える〔人は〕、遅滞をなすものとは見られない。」(Qui sine dolo malo ad iudicium provocat, non videtur moram facere.)

<64> 同人「法学大全」第二九卷—「まれにしか生じないことは、事務執行のさい安易には考慮されない。」(Ea, quae raro accidunt, non temere in agendis negotiis computantur.)

<65> 同人「法学大全」第五四卷—「ギリシア人が<σωπίτην> (と) 名づけている詭弁の性質というのは、議論が、きわめてかんたんな変更を通じて、明らかに真実である〔もの〕から、明らかに偽りであるものへと導かれる、というものである。」(Ea est natura cavillationis, quam Graeci σωπίτην appellant, ut ab evidenter veris per brevissimas mutationes disputatio ad ea, quae evidenter falsa sunt, perducatur.)

<66> 同人「法学大全」第六〇卷—「マルケッルス〔は以下のように言う〕。正しい、また、〔かならずしも〕自然の衡平さに合致しないものでもない抗弁を取得した人は、債務者であることをやめる。」(Marcellus. Desinit debitor esse is, qui nactus est exceptionem justam nec ab aequitate naturali abhorrentem.)

<67> 同人「法学大全」第八七卷—「同一の文言が二つの意味を表現するたびごとに、事務処理にいつそう適しているものが、とくにうけいれられるべきである。」(Quotiens idem sermo duas sententias exprimit, ea potissimum excipitur, quae rei gerendae aptior est.)

<68> パウルス「嫁資返還請求論」単巻書—「あらゆる事例において以下のことが遵守される。つまり、それは、人の状況が利益を生じさせるところでは、その人が欠けると、〔その〕利益も欠ける、ということであり、他方で、訴権の種類がこのことを求めるところでは、そのことの追求が誰のもとに帰したとしても、救済の理が欠けることはない、ということである。」(In omnibus causis id observatur, ut, ubi personae condicio locum facit beneficio, ibi deficiente ea beneficium quoque deficiat, ubi

i vero genus actionis id desiderat, ibi ad quemvis persecutio ejus devenerit, non deficiat ratio auxilii.)

<69> 同人「被解放奴隷指定論」単巻書—「[ある人の]意思に反しては、その[人]に利益は付与されない。」(Invito beneficium non datur.)

<70> ウルピアーヌス「前執政官職務論」第一巻—「誰も、自身に付与された、剣[で処刑する]権限、あるいは他のある種の懲戒の権限を、他[人]にゆずりわたすことはできない。」(Nemo potest gladii potestatem sibi datam vel cujus alterius coercitionis ad alium transferre.)

<71> 同人「前執政官職務論」第二巻—「なんであれ事情の審理[がなされること]を求めている[もの]は、すべて、書面[手続だけ]によっては処理されることはできない。」(Omnia, quaecumque causae cognitionem desiderant, per libellum expediri non possunt.)

<72> ヤウオレーヌス「ラベオー遺録抜粹」第三巻—「あるいは担保として与えることが許されるというのは、物の果実に認められている取扱いである。」(Fructus rei est vel pignori dare licere.)

<73pr.> クイーントゥス・ムーキウス・スカエウオラ「定義録単巻書」—「後見が帰属するその人に相続も帰属する。ただし、婦女が相続人として登場する場合には、このかぎりではない。」(Quo tutela redit, eo et hereditas pervenit, nisi cum feminae heredes intercedunt.)

<73,1> 「誰も、死亡するときに自身の相続人たちのなかにもっていたか、あるいはもし自身が生存したとすればもつことになったであろう人以外の誰かある人に、後見人を付与することはできない。」(Nemo potest tutorem dare cuiquam nisi ei, quem in suis heredibus cum moritur habuit habiturusve esset, si vixisset.)

<73,2> 「各人が、[なすことを]禁じられているにもかかわらず、行なう対象としたことは、暴力でなされた[もの]と認められる。そして、各人が、争訟を[現に]もっていたとき、あるいは、自身がそれをもつであろうと考えたときに、行なった[ことは]、隠秘に[なされたものと認められる]。」(Vi factum id videtur esse, qua de re quis cum prohibetur fecit: clam, quod quisque, cum controversiam haberet habiturumve se putaret, fecit.)

<73,3> 「理解することができないような状態で遺言書のなかに記載された[ことは]、あたかも書かれていなかったかのように扱われる。」(Quae in testamento ita sunt scripta, ut intellegi non possint, perinde sunt, ac si scripta non essent.)

<73,4> 「人は、誰も、合意することによっても、付随契約を締結することによっても、問答契約を締結することによっても、他の[人]に配慮す

ることはできない。」(Nec paciscendo nec legem dicendo nec stipulando quisquam alteri cavere potest.)

<74> パピニアース「質疑録」第一卷—「ある〔人〕によって、不利な状況がその他のある〔人〕にもたらされるべきではない。」(Non debet alteri per alterum iniqua condicio inferri.)

<75> 同人「質疑録」第三卷—「誰も、他の〔人〕に不利となるようにして自身の〔正式の〕決定を変更することはできない。」(Nemo potest mutare consilium suum in alterius injuriam.)

<76> 同人「質疑録」第二四卷—「一般に、意思の決定によってなされるべきことは、すべて、正しい、そしてたしか知識によってでなければ、実行されることはできない。」(In totum omnia, quae animi destinatione agenda sunt, non nisi vera et certa scientia perfici possunt.)

<77> 同人「質疑録」第二八卷—「たとえば、家長権免除、債務免除、相続の承認、奴隷の選択、後見人の付与のような、期限あるいは条件をうけない法定行為は、期限あるいは条件の付加によって全面的に無効なものとなる。それでもやはり、ときには、上記の行為は、もし明白に表現されたとすれば無効をひきおこすような〔ものを〕暗黙のうちにうけ入れることもある。実際、条件つきで約束した人に債務免除がなされる場合には、債務関係の条件が成就した場合にかぎって、〔その〕債務免除があることを行なったものと理解される。しかし、もしそれが債務免除の文言のなかに明示的に含まれている場合には、それは〔その〕行為を無効とするだろう。」(Actus legitimi, qui non recipiunt diem vel condicionem, veluti emancipatio, acceptilatio, hereditatis aditio, servi optio, datio tutoris, in totum vitiantur per temporis vel condicionis adjectionem. Nonnumquam tamen actus supra scripti tacite recipiunt, quae aperte comprehensa vitium adferunt. Nam si acceptum feratur ei, qui sub condicione promisit, ita demum egisse aliquid acceptilatio intellegitur, si obligationis condicio exstiterit: quae si verbis nominatim acceptilationis comprehendatur, nullius momenti faciet actum.)

<78> 同人「質疑録」第三一巻—「一般に、欺罔にかんして争われているときには、原告が〔現に〕なにをもっていないか、という点ではなくて、彼がなにを相手方のためにもつことができなかつたか、という点が考慮されるべきである。」(Generaliter cum de fraude disputatur, non quid non habeat actor, sed quid per adversarium habere non potuerit, considerandum est.)

<79> 同人「質疑録」第三二巻—「市民法においては、欺罔〔があったか

どうか]の解釈は、つねに、たんに結果からだけではなく、意図からも求められる。」(Fraudis interpretatio semper in jure civili non ex eventu dumtaxat, sed ex consilio quoque desideratur.)

<80> 同人「質疑録」第三三卷—「あらゆる法において、類は種によって部分的に破られる。そして、種に関係づけられたあのものは、もっとも重要な[もの]と扱われる。」(In toto jure generi per speciem derogatur, et illud potissimum habetur, quod ad speciem directum est.)

<81> 同人「解答録」第三卷—「疑問を解消するために契約に挿入される[ものは]、共通の法を傷つけない。」(Quae dubitationis tollendae causa contractibus inseruntur, jus commune non laedunt.)

<82> 同人「解答録」第九卷—「いかなる法によっても強制されないのに[ある人によって]授与される[ものは]、贈与されるものと見られる。」(Donari videtur, quod nullo jure cogente conceditur.)

<83> 同人「定義録」第二卷—「ある物を保有したことの無い[人が]その物を失なうものとは見られない。」(Non videntur rem amittere, quibus propria non fuit.)

<84pr.> パウルス「質疑録」第三卷—「負われていた[もの]よりも多く支払われ[たが]、[負われていなかったものとして]返還請求されることができるようその部分が見出されないときには、従前の債務関係が存続するかたちで、全体が負われていないものと理解される。」(Cum amplius solutum est quam debebatur, cujus pars non inventitur quae repeti possit, totum esse indebitum intellegitur manente pristina obligatione.)

<84,1> 「万民法にしたがって与える義務をもち、私たちが信頼を与えたその人は、自然にしたがって債務を負う。」(Is natura debet, quem jure gentium dare oportet, cujus fidem secuti sumus.)

<85pr.> 同人「質疑録」第六卷—「あいまいな[こと]においては、嫁資に有利に解答することは、いっそうよいことである。」(In ambiguis pro dotibus respondere melius est.)

<85,1> 「いったん有効に設定された[ものが]、たとえ、[もし当初に存在していたとすれば]それを発生させることができなかつたようなあの出来事が[のちになって]生じたとしても、存続する、というのは新奇なことではない。」(Non est novum, ut quae semel utiliter constituta sunt, durent, licet ille casus exstiterit, a quo initium capere non potuerunt.)

<85,2> 「自然の理あるいは法の疑問が要求の衡平さに妨げとなるたびに、事態は正しい裁決によってやわらげられるべきである。」(Quotiens

aequitatem desiderii naturalis ratio aut dubitatio juris moratur, j
ustis decretis res temperanda est.)

<86> 同人「質疑録」第七卷—「争点決定した人の地位は、[それをし]
なかった人の場合にくらべていっそう悪くはなる、というわけではなくて、
ふつうはいっそうよく[なる]、というのがつねである。」(Non solet deter
ior condicio fieri eorum, qui litem contestati sunt, quam si non
essent, sed plerumque melior.)

<87> 同人「質疑録」第一三卷—「なぜならば、誰も[自身の状況を]追
求することによってその状況をいっそう悪いものとするのではなく、[これ
を]いっそうよいものとするからである。つまり、争点決定後には、相続人
についても配慮がなされるべきであり、そして、相続人はあらゆる原因に
もとづいて拘束される。」(Nemo enim in persequendo deteriorem cau
sam, sed meliorem facit. Denique post litem contestatam heredi q
uoque prospiceretur et heres tenetur ex omnibus causis.)

<88> スカエウオラ「質疑録」第五卷—「なんらの請求も存在しないところ
では、なんらの遅滞も生じないものと理解される。」(Nulla intellegitur
mora ibi fieri, ubi nulla petitio est.)

<89> パウルス「質疑論」第一〇卷—「遺言が効力をもつことができるか
ぎり、法定[相続人]は認められない。」(Quamdiu possit valere testa
mentum, tamdiu legitimus non admittitur.)

<90> 同人「質疑録」第一五卷—「たしかに、すべて[のこと]において、
しかし、とりわけ法において、衡平が顧慮されるべきである。」(In omnib
us quidem, maxime tamen in jure aequitas spectanda est.)

<91> 同人「質疑録」第一七卷—「相続が二重の権利によってある人に提
供されるたびごとに、もし、さきに提供される、新しい権利による[相続]
が拒絶されれば、古い[ものによる相続]が残存するだろう。」(Quotiens
duplici jure defertur alicui successio, repudiato novo jure quod a
nte defertur, supererit vetus.)

<92> スカエウオラ「解答録」第五卷—「もし書記が問答契約の文言を転
記するさいに誤まった場合には、債務者も信命人も拘束されるということ
をなにも阻止しない[ものとする。]」(Si librarius in transscribendis
stipulationis verbis errasset, nihil nocere, quo minus et reus et f
idejussor teneretur.)

<93> マエキアース「信託遺贈論」第一卷—「家子は、特有財産に属す
る物の占有を保持することも、取りもどすことも、取得することもないも
のを見られる。」(Filius familias neque retinere neque recipere ne
que apisci possessionem rei peculiaris videtur.)

<94> ウルピアーヌス「信託遺贈論」第二卷—「過剰に〔書きこまれたものが〕文書を無効としないのが、つねである。」(Non solent quae abundant vitiare scripturas.)

<95> 同人「信託遺贈論」第六卷—「誰も、防御される人が支払能力をもつ〔ものと〕見られる点を疑問視しない。」(Nemo dubitat solvendo videri eum qui defenditur.)

<96> マエキアーヌス「信託遺贈論」第一二巻—「あいまいな発言においては、それを述べた人の見解がとくに顧慮されるべきである。」(In ambiguis orationibus maxime sententia spectanda est ejus, qui eas protulisset.)

<97> ヘルモゲニアース「抜粋法論」第三巻—「重流刑の判決は、国庫に帰属するそのものだけを没収する。」(Ea sola deportationis sententia aufert, quae ad fiscum perveniunt.)

<98> 同人「抜粋法論」第四巻—「双方の〔人〕のうちどちらの〔人〕にかんしても利得の問題がとりあげられるたびごとに、利得の点で時間的に先行する状況をもつ人の方が、優先されるべきである。」(Quotiens utriusque causa lucri ratio vertitur, is praefendus est, cujus in lucrum causa tempore praecedit.)

<99> ウェヌレイユス「問答契約論」第一二巻—「自身がどれほどの額を支払うべきなのかを知らない〔人は〕、不誠実な〔人〕〔であると〕見られることはできない。」(Non potest improbus videri, qui ignorat quantum solvere debeat.)

<100> ガーイウス「法範」第一巻—「〔ある〕法にしたがって締結される〔ことは〕、すべて、〔それと〕反対の法にしたがって解消する。」(Omnia, quae jure contrahuntur, contrario jure pereunt.)

<101> パウルス「職権審理手続単巻書」—「〔ある〕法律(法)が二カ月について言及した場合には、六一日目に〔ようやく〕やってきた〔人の主張〕も、〔やはり〕聴かれるべきである。実際、アントーニヌス帝も、その父神皇とともに、このように指令した。」(Ubi lex duorum mensum fecit mentionem, et qui sexagensimo et primo die venerit, audiendus est: ita enim et imperator Antoninus cum divo patre suo rescripsit.)

<102pr.> ウルピアーヌス「告示註解」第一巻—「法務官が禁止したにもかかわらず〔あることを〕行なったこの人は、本来、告示に反して行なったものと言われる。」(Qui vetante praetore fecit, hic adversus edictum fecisse proprie dicitur.)

<102,1> 「訴権を拒絶することは、〔それを〕付与することもできるよう

な人に [だけ] できることである。」(Ejus est actionem denegare, qui possit et dare.)

<103> パウルス「告示註解」第一卷—「誰も自身の家からつれだされるべきではない。」(Nemo de domo sua extrahi debet.)

<104> ウルピアーヌス「告示註解」第二卷—「もし二つの訴訟において、一方では [請求された] 金額が大きく、他方では破廉恥が [有責判決に] ともなう性質ものである場合には、[市民的] 名誉にかかわる事案がさきにとりあげられるべきである。しかし、それらが同じように破廉恥をもたらす訴訟であるときは、たとえ [問題となっている] 金額が同じでなくても、それらは同等の [もの] と考えられるべきである。」(Si in duabus actionibus alibi summa major, alibi infamia est, praeponenda est causa existimationis. Ubi autem aequiperant, famosa judicia, etsi summam imparem habent, pro paribus accipienda sunt.)

<105> パウルス「告示註解」第一卷—「事情の審理がなされるころでは、どこでも、法務官が求められる。」(Ubicumque causae cognitio est, ibi praetor desideratur.)

<106> 同人「告示註解」第二卷—「自由は [金銭に] 評価できない事柄である。」(Libertas inaestimabilis res est.)

<107> ガーイウス「属州告示註解」第一卷—「奴隷を相手方としては、いかなる訴権も存在しない。」(Cum servo nulla actio est.)

<108> パウルス「告示註解」第四卷—「ほとんどすべての罰金訴訟では、年令にも未熟練にも救済が与えられる。」(Fere in omnibus poenalibus judiciis et aetati et imprudentiae succurritur.)

<109> 同人「告示註解」第五卷—「[あることを] 禁止することができる(《ない》)ときに [実際にそれを] 禁止しない人は、いかなる訴追もうけない。」(Nullum crimen patitur is, qui non prohibet, cum prohibere (non) potest.)

<110pr.> 同人「告示註解」第六卷—「(いっそう) 多いもののなかに、つねに、(いっそう) 少ない [もの] も内在する。」(In eo, quod plus sit, semper inest et minus.)

<110,1> 「誰も、担保を備えている状態に [ある] のでないかぎりには、他人の物についての資力のある諾約者 [である] とは見られない。」(Nemo alienae rei expromissor idoneus videtur, nisi si cum satisfactione.)

<110,2> 「未成熟者 (被後見人) は、損害をこうむることができるものとは理解されない。」(Pupillus pati posse non intellegitur.)

<110,3> 「[二つの] 文言が結びつけられた状態になかったときには、二

つの [もの] のうち一つの [もの] がなされたことで十分である。」(Ubi verba conjuncta non sunt, sufficit alterutrum esse factum.)

<110,4> 「婦女が防御されるときには、彼女たちに援助が与えられるべきである。[しかし、] これは彼女たちが比較的安易に濫訴するようにさせるためにではない。」(Mulieribus tunc succurrendum est, cum defenduntur, non ut facilius calumnientur.)

<111pr.> ガーイウス「属州告示註解」第二卷—「成熟期にきわめて近い年齢にある未成熟者(被後見人)が、窃盗や不法侵害の実行に能力をもっている [ものとする。]」(Pupillum, qui proximus pubertati sit, capacem esse et furandi et injuriae faciendae.)

<111,1> 「たとえば、窃盗、不法侵害の損害、暴力による財物奪取、不法侵害の [各訴権の] ような、悪行にもとづいて罰金的なものとなっているような訴権は、相続人を相手方としては移らないのをつねとする。」(In heredem non solent actiones transire, quae poenales sunt ex maleficio, veluti furti, damni injuriae, vi bonorum raptorum, injuriarum.)

<112> パウルス「告示註解」第八卷—「ある人が法上当然に訴権をもたないか、あるいは、[その訴権が] 抗弁によって効力を奪われているかのあいだには、まったく相違はない。」(Nihil interest, ispo jure quis actionem non habeat an per exceptionem infirmetur.)

<113> ガーイウス「属州告示註解」第三卷—「全 [体] のなかに部分も含まれる。」(In toto et pars continetur.)

<114> パウルス「告示註解」第九卷—「不明瞭な [こと] においては、いっそうありそうな [こと]、あるいは、一般に生ずるのがつねである [ことが] 吟味されるのがつねである [ものとする。]」(In obscuris inspici solere, quod verisimilius est aut quod plerumque fieri solet.)

<115pr.> 同人「告示註解」第一〇卷—「もしある人が債務関係から解放された場合には、彼は [あるものを] 取得したものと見られることができる。」(Si quis obligatione liberatus sit, potest videri cepisse.)

<115,1> 「問答契約によって要約したにもかかわらず、抗弁を通じて拒まれることが可能な [人は]、受領したものと見られることはできない。」(Non potest videri accepisse, qui stipulatus potest exceptione summo veri.)

<116pr.> ウルピアーヌス「告示註解」第一一巻—「暴力および強迫より以上に、誠意訴訟をも支えるものとなっている合意に反するものは、なにもない。そして、それを是認することは、よい慣習に反する。」(Nihil consensui tam contrarium est, qui ac bonae fidei judicia sustinet, q

uam vis atque metus: quem comprobare contra bonos mores est.)

<116,1> 「公けの法にしたがう[人が]欺かれる、ということは、ない。」
(Non capitur, qui jus publicum sequitur.)

<116,2> 「錯誤する[人は]同意するものとは見られない。」(Non videntur qui errant consentire.)

<117> パウルス「告示註解」第一一巻—「法務官は、遺産の占有者を、あらゆる状況において相続人の地位におく。」(Praetor bonorum possessionem heredis loco in omni causa habet.)

<118> ウルピアーヌス「告示註解」第一二巻—「奴隷身分にある[人は]使用取得することはできない。なぜならば、その人[自身]が占有されているので、[自身が]占有する[ことができる]ものとは見られないからである。」(Qui in servitute est, usucapere non potest: nam cum possideatur, possidere non videtur.)

<119> 同人「告示註解」第一三巻—「占有を放棄するだけの[人は]譲渡することにはならない。」(Non alienat, qui dumtaxat omittit possessionem.)

<120> パウルス「告示註解」第一二巻—「誰も、自身がもった利益より多くの利益を自身の相続人に遺さない。」(Nemo plus commodi heredi suo relinquit, quam ipse habuit.)

<121> 同人「告示註解」第一三巻—「行なう義務のある[ことを]行なわない[人は]、それらに反して行なうものと見られる。なぜならば、彼は行なわないからである。そして、行なう義務のない[ことを]行なう[人は]、行なうよう命じられたことを行なうものとは見られない。」(Qui non facit quod facere debet, videtur facere adversus ea, quia non facit: et qui facit quod facere non debet, non videtur facere id quod facere iussus est.)

<122> ガーイウス「属州告示註解」第五巻—「自由はあらゆる事柄よりもいっそう優遇される。」(Libertas omnibus rebus favorabilior est.)

<123pr.> ウルピアーヌス「告示註解」第一四巻—「誰も、他人の名で法律(法)によって訴えることはできない。」(Nemo alieno nomine lege agere potest.)

<123,1> 「[たんに]一時的な変更は属州の法を変えることはない。」(Temporaria permutatio ius provinciae non innovat.)

<124pr.> パウルス「告示註解」第一六巻—「発言ではなくて、在席が必要であるときに、もし哑[者]が理解力をもっている場合には、彼が答えるものと見られることができる。同じ[こと]は聾[者]の場合に[もあてはまる]。この人はたしかに答えることもできるからである。」(Ubi non

voce, sed praesentia opus est, mutus, si intellectum habet, potest videri respondere. Idem in surdo: hic quidem et respondere potest.)

<124,1> 「精神錯乱 [者] は不在者と扱われ、そして、ポンポニウスも、「書簡録」第一巻でこのように書いている。」(Furiosus absentis loco est et ita Pomponius libro primo epistularum scribit.)

<125> ガイウス「属州告示註解」第五巻—「被告が原告よりもいっそう有利 [である、] と扱われる。」(Favorabiliores rei potius quam actores habentur.)

<126pr.> ウルピアーヌス「告示註解」第一五巻—「代価を支払った人は、誰も、略奪者ではない。」(Nemo praedo est, qui pretium numeravit.)

<126,1> 「被解放自由人を取得した [人は]、[それによって] いっそう富裕となっている、というわけではない。」(Locupletior non est factus, qui libertum adquisierit.)

<126,2> 「二人のあいだの利得について [法廷で] 争いがあるときには、占有している [人] の状況がいっそうよい。」(Cum de lucro duorum quaeratur, melior est causa possidentis.)

<127> パウルス「告示註解」第二〇巻—「法務官が、相続人を相手方として、あるものがその人に帰したかぎりでは、訴権を与える、というさいには、あるいは一瞬でも死者の悪意にもとづいて [あるものが] その人に帰した、ということで十分である。」(Cum praetor in heredem dat actionem, quatenus ad eum pervenit, sufficit, si vel momento ad eum pervenit ex dolo defuncti.)

<128pr.> 同人「告示註解」第一九巻—「同等の状況のもとでは、占有者はいっそう有利で [ある、と] 扱われるべきである。」(In pari causa possessor potior haberi debet.)

<128,1> 「権利全体を承継する人たちは、相続人の地位に [ある、と] 扱われる。」(Hi, qui universum jus succedunt, heredis loco habentur.)

<129pr.> 同人「告示註解」第二一巻—「自身の [もの] を受領する債権者は、いかなることも悪意でなさない。」(Nihil dolo creditor facit, qui suum recipit.)

<129,1> 「主たる状況が存立しないときには、[それに] ともなって生ずるものさえも、生じない。」(Cum principalis causa non consistit, ne ea quidem quae sequuntur locum habent.)

<130> ウルピアーヌス「告示註解」第一八巻—「訴権—とりわけ罰金 [訴権] —が同一の事柄について競合しているとき、一 [方] は決して他 [方]

を消滅させない。」(Numquam actiones, praesertim poenales, de eadem re concurrentes alia aliam consumit.)

<131> パウルス「告示註解」第二二卷—「悪意で占有することをやめた[人は]、[現に]占有する[人]として有責判決される。なぜならば悪意が占有にかわるものとなっているからである。」(Qui dolo desierit possidere, pro possidente damnatur, quia pro possessione dolus est.)

<132> ガーイウス「属州告示註解」第七卷—「未熟練は過失に算えられる。」(Imperitia culpa adnumeratur.)

<133> 同人「属州告示註解」第八卷—「私たちの状況は、[私たちの]奴隷を通じていっそうよくなることはできるが、[しかし、]いっそう悪くなることはできない。」(Melior condicio nostra per servos fieri potest, deterior fieri non potest.)

<134pr.> ウルピアーヌス「告示註解」第二一巻—「債権者が欺かれるのは、あるものが債務者から取得されないときのことではなくて、あるものが[債権者の]財産から減っていくときのことである。」(Non fraudantur creditores, cum quid non acquiritur a debitore, sed cum quid de bonis deminuitur.)

<134,1> 「誰も、自身の不法行為にもとづいて、自身の状況をいっそうよいものとすることはできない。」(Nemo ex suo delicto meliorem suam condicionem facere potest.)

<135> 同人「告示註解」第二三巻—「与えられることが不可能なもの、あるいは、事物の性質上存在しないものは、付加されなかった[もの]と扱われる。」(Ea, quae dari impossibilia sunt vel quae in rerum natura non sunt, pro non adjectis habentur.)

<136> パウルス「告示註解」第一八巻—「誠意は、法律(法)が妨げとなっていないたびごとに、真実が[提供する]だけのものを占有する[人]に提供する。」(Bona fides tantundem possidenti praestat, quantum veritas, quotiens lex impedimento non est.)

<137> ウルピアーヌス「告示註解」第二五巻—「裁判官の裁可のもとで[あるものを]取得した[人は]、善意の占有者である。」(Qui auctore iudice comparavit, bonae fidei possessor est.)

<138pr.> パウルス「告示註解」第二七巻—「相続は、すべて、たとえこれが後になって承認されることになるとしても、それでもやはり、[被相続人の]死亡の時点から継続している。」(Omnis hereditas, quamvis post ea adeatur, tamen cum tempore mortis continuatur.)

<138,1> 「過去の不法行為の評価は、後発的に生じた[こと]によっては決して増加しない。」(Numquam crescit ex post facto praeteriti del

icti aestimatio.)

<139pr.> ガーイウス「市民係法務官告示註解」第一卷—「死亡あるいは時[間の経過]によって消滅する訴権は、すべて、いったん訴訟にもちこまれたときには、保全された状態にありつづける。」(Omnes actiones, quae morte aut tempore pereunt, semel inclusae iudicio salvae permanent.)

<139,1> 「事変のために失なわれる可能性のあるものが完全にある人のものであるものとは、見られない。」(Non videtur perfecte cujusque id esse, quod ex casu auferri potest.)

<140> ウルピアーヌス「告示註解」第五六卷—「国家[の用務]のために不在である人の不在は、その人にも他の[人]にも不利益をもたらすようなものであるべきではない。」(Absentia ejus, qui rei publicae causa abest, neque ei neque alii damnosa esse debet.)

<141pr.> パウルス「告示註解」第五四卷—「法の理に反してうけいれられた[ものは]、関連する[場合]へと拡張されるべきではない。」(Quod contra rationem juris receptum est, non est producendum ad consequentia.)

<141,1> 「二[人]が、それぞれ一[人]づつ、全体について相続人であることはできない。」(Uni duo pro solido heredes esse non possunt.)

<142> 同人「告示註解」第五六卷—「沈黙する[人が]かならずしも自ら認めるとはかぎらない。しかし、やはり、彼が否定していないというのが、真実である。」(Qui tacet, non utique fatetur: sed tamen verum est eum non negare.)

<143> ウルピアーヌス「告示註解」第六二卷—「契約した[人たち]自身に妨げとなる[ことは]、その人たちの承継者たちにも妨げとなるであろう。」(Quod ipsis qui contraxerunt obstat, et successoribus eorum obstat.)

<144pr.> パウルス「告示註解」第六二卷—「許されている[こと]がすべて立派である、というわけではない。」(Non omne quod licet honestum est.)

<144,1> 「問答契約においては、私たちが契約を締結するその時点が考慮される。」(In stipulationibus id tempus spectatur, quo contrahimus.)

<145> ウルピアーヌス「告示註解」第六六卷—「誰も、[事情を]知っていて、しかも同意する人たちを欺くものとは認められない。」(Nemo videtur fraudare eos, qui sciunt et consentiunt.)

<146> パウルス「告示註解」第六二卷—「ある人が奴隷であるあいだに行なった〔ことは〕、その人が〔解放によって〕自由〔人〕となったさい、〔その人に〕役立つことはできない。」(Quod quis dum servus est egit, proficere libero facto non potest.)

<147> ガーイウス「属州告示註解」第二四卷—「特殊な〔もの〕は、つねに、一般的な〔もの〕に内在する。」(Semper specialia generalibus insunt.)

<148> パウルス「小告示録」第一六卷—「ある〔事柄〕の効果がすべての〔人〕に利益となる〔場合に〕、その〔事柄の〕部分もすべての〔人〕に関係する。」(Cujus effectus omnibus prodest, ejus et partes ad omnes pertinent.)

<149> ウルピアーヌス「告示註解」第六七卷—「ある者がある人から利益をえているとき、そのある者は、そのある人の行為に責任を負うべきである。」(Ex qua persona quis lucrum capit, ejus factum praestare debet.)

<150> 同人「告示註解」第六八卷—「あるものを〔現に〕占有するかあるいはもつかする人の状況と、〔自身の〕悪意によって自身が〔あるものを〕占有するかあるいはもつかするようにならないようにした人の状況とは、同等であることを要する。」(Parem esse condicionem oportet ejus, qui quid possideat vel habeat, atque eius, cujus dolo malo factum sit, quo minus possideret vel haberet.)

<151> パウルス「告示註解」第六四卷—「誰も、自身が行なう権利をもたないことを行なったのでないかぎりには、損害を生じさせない。」(Nemo damnum facit, nisi qui id fecit, quod facere jus non habet.)

<152pr.> ウルピアーヌス「告示註解」第六九卷—「とにかく暴力によって生ずることなら、なんでも、あるいは公暴力罪あるいは私暴力罪の対象に含まれる、というこの法を私たちは用いる。」(Hoc jure utimur, ut quid omnino per vim fiat, aut in vis publicae aut in vis privatae crimen incidat.)

<152,1> 「委任する〔人〕も〔他人を占有から〕放逐することになる。」(Deicit et qui mandat.)

<152,2> 「悪行においては、追認は委任と同視される。」(In maleficio rati habitio mandato comparatur.)

<152,3> 「悪意への責任〔負担〕あるいは誠意が内在するような契約においては、相続人は全体について拘束される。」(In contractibus, quibus doli praestatio vel bona fides inest, heres in solidum tenetur.)

<153> パウルス「告示註解」第六五卷—「通常は、どのような方法であ

れ、私たちが債務を負うさいに用いるその方法と同じような行為を〔逆に〕行なうことによって、私たちは逆の方向で〔債務から〕解放され、〔他方で、〕どのような方法であれ、私たちが取得するさいに用いるその方法と同じような行為を〔逆に〕行なうことによって、私たちは逆の方向で喪失する。したがって、いかなる占有も、心素と体素とによるのでないかぎり、取得されることができないように、そのように、いかなる〔占有〕も、両者のどちらも逆の方向でなされた場合でないかぎり、失なわれることはない。」(Fere quibuscumque modis obligamur, isdem in contrarium actis liberamur, cum quibus modis adquirimus, isdem in contrarium actis amittimus. ut igitur nulla possessio adquiri nisi animo et corpore potest, ita nulla amittitur, nisi in qua utrumque in contrarium actum est.)

<154> ウルピアーヌス「告示註解」第七〇巻—「二人の〔人〕の不法行為が同等であるときは、つねに、請求者に負担が課せられ、そして、占有者（被告）の状況がいつそうよいものと考えられる。これは、請求者の悪意にかんして抗弁が提起されているときに生ずる状況のようなものである。なぜならば、『あるいはもしこのことにおいて被告の悪意によっても〔それが〕なされたような場合には』というような再抗弁は、請求者に付与されないからである。〔罰〕それ自体にかかわりをもたないあの人には、罰を請求することが許されるべきである。」(Cum par delictum est duorum, semper oneratur petitor et melior habetur possessoris causa. Sicut fit, cum de dolo excipitur petitoris; neque enim datur talis replicatio petitori 'aut si rei quoque in ea re dolo actum sit'. Illi debet et permitti poenam petere, qui in ipam non incidit.)

<155pr.> パウルス「告示註解」第六五巻—「各人自身の行為は、相手〔方〕ではなく、〔行為者〕各人に不利益を与えるべきである。」(Factum cuique suum, non adversario nocere debet.)

<155,1> 「自身の権利を用い、そして、正規の訴権によって訴える〔人は〕、暴力をなすものとは見られない。」(Non videtur vim facere, qui jure suo utitur et ordinaria actione experitur.)

<155,2> 「罰に関係する事案においては、いつそう寛大に解釈がなされるべきである。」(In poenalibus causis benignius interpretandum est.)

<156pr.> ウルピアーヌス「告示註解」第七〇巻—「誰も、その意思に反するかたちで事案を防御するよう強制されることはない。」(Invitus nemo rem cogitur defendere.)

<156,1> 「私たちが訴権を付与するその同じ〔人〕に抗弁ももちろん帰

属する、とある人が言明したことになるであろう。」(Cui damus actione
s, eidem et exceptionem competere multo magis quis dixerit.)

<156,2> 「ある人が他〔人〕の地位を承継したとき、そのある人が地位
を承継した相手方に対して不利益を生じさせなかったこのことがそのある
人に不利益となる、というのは衡平ではない。」(Cum quis in alii locum
successerit, non est aequum ei nocere hoc, quod adversus eum
non nocuit, in cujus locum successit.)

<156,3> 「一般に、訴求および防御にかんしては、買主の状況は〔その〕
前主のおかれていた状況と同じものであるべきである。」(Plerumque emp
toris eadem causa esse debet circa petendum ac defendendum, qu
ae fuit auctoris.)

<156,4> 「各人にその人のために授けられる〔ものは〕、その人の意思に
反しては〔その人に〕付与されない。」(Quod cuique pro eo praestatur,
invito non tribuitur.)

<157pr.> 同人「告示註解」第七一巻—「非行あるいは悪行といった非道
な性質をもたない〔こと〕については、もし、奴隷が、あるいは主人〔の
指示〕、あるいは、後見人や保佐人のように、主人にかわる地位にある人た
ち〔の指示〕にしたがって行動した場合には、その奴隷は許される。」(Ad
ea, quae non habent atrocitatem facinoris vel sceleris, ignoscitur
servis, si vel dominis vel his, qui vice dominorum sunt, veluti t
utoribus et curatoribus, obtemperaverint.)

<157,1> 「自身が〔あるものを〕もたないように悪意で〔あることを〕
なした〔人は〕、つねに、あたかも彼が〔そのあるものを〕もっている場合
のように扱われるべきである。」(Semper qui dolo fecit, quo minus ha
beret, pro eo habendus est, ac si haberet.)

<157,2> 「契約においては、承継者は、自身が承継した人たちの悪意に
もとづいて、たんに〔自身に〕帰したものだけではなく、また全体につい
ても拘束される。つまり、各人は、自身が相続人となっているその部分に
ついて〔拘束される〕。」(In contractibus successores ex dolo eorum,
quibus successerunt, non tantum in id quod pervenit, verum etia
m in solidum tenentur, hoc est unusquisque pro ea parte qua he
res est.)

<158> ガーイウス「属州告示註解」第二六巻—「〔質入れされた〕物が売
却されることを許す債権者は、質を解く。」(Creditor, qui permittit rem
venire, pignus dimittit.)

<159> パウルス「告示註解」第七〇巻—「多数の原因にもとづいて同一
の〔もの〕が私たちのものとなることはできないが、これは、多数の原因

にもとづいて同一の [もの] が私たちに負われることができるのとは、状況がちがっている。」(Non ut ex pluribus causis deberi nobis idem potest, ita ex pluribus causis idem possit nostrum esse.)

<160pr.> ウルピアーヌス「告示註解」第七六卷—「売却することと、売[主]に同意を与えることは、べつのことである。」(Aliud est vendere, aliud vendenti consentire.)

<160,1> 「[人の] 比較的大きな部分によって公になされる [ことは]、[人々] 全体に関係づけられる。」(Refertur ad universos, quod publicum e fit per majorem partem.)

<160,2> 「土地を遺贈された人が、相続人あるいは遺言者自身がもし生存していれば [もつことになる] よりも多くの権利をもつ、というようなことは馬鹿げている。」(Absurdum est plus juris habere eum, cui legatus sit fundus, quam heredem aut ipsum testatorem, is viveret.)

<161> 同人「告示註解」第七七卷—「条件が成就しないことに利益をもつ人によって、それが成就しないようになされるたびごとに、あたかも条件が成就したかのように扱われる、という [取扱が] 市民法においてとりいれられた。そして、このことは、自由 [付与] および遺贈に [も]、また相続人指定に [も]、およぼされる。そして、これらの例にしたがって、諸約者によって、要約者が条件にしたがわないようにと、[あることが] なされたとき、問答契約 [の効果] も発生する。」(In jure civili receptum est, quotiens per eum, cujus interest condicionem non impleri, fiat quo minus impleatur, perinde haberi, ac si impleta condicio fuisset. Quod ad libertatem et legata et ad heredum institutiones perducitur. Quibus exemplis stipulationes quoque committuntur, cum per promissorem factum esset, quo minus stipulator conditioni pareret.)

<162> パウルス「告示註解」第七〇卷—「緊要のためにうけいれられた [ことは]、[他の類似の場合に] 類推して関係づけられるべきではない。」(Quae propter necessitatem recepta sunt, non debent in argumentum trahi.)

<163> ウルピアーヌス「告示註解」第五五卷—「[あるものを] 贈与する権利が属するその [人] には、売却する権利も、譲与する権利も属する。」(Cui jus est donandi, eidem et vendendi et concedendi jus est.)

<164> パウルス「告示註解」第五一巻—「罰金訴訟は、[被告によって] いったんうけいれられれば、[その人の] 相続人に対するものとして移転されることができる。」(Poenalia judicia semel accepta in heredes transmitti possunt.)

<165> ウルピアーヌス「告示註解」第五三卷—「ある人が〔自ら〕譲渡することができるようなときには、その人は譲渡に同意することもできるだろう。しかし、また、ある人に贈与することが許されないときに、もしその人が贈与のために同意した場合にも、その人の意思が有効な〔もの〕と扱われるべきで〔ある〕、と判断されるべきではないであろう。」(Cum quis possit alienare, poterit et consentire alienationi. Cui autem donare non conceditur, probandum erit nec, si donationis causa consenserit, ratam ejus voluntatem habendam.)

<166> パウルス「告示註解」第四八卷—「他人の事柄を防御する〔人は〕、決して資力をもつ〔もの〕とは扱われない。」(Qui rem alienam defendit, numquam locuples habetur.)

<167pr.> 同人「告示註解」第四九卷—「与えられるその時点で受領〔者〕のものとならない〔ものは〕、与えられた〔もの〕とは見られない。」(Non videntur data, quae eo tempore quo dentur accipientis non fiunt.)

<167,1> 「裁判官の命令によってあることを行なう〔人は〕、〔その命令に〕したがうことがその人に必要なので、悪意で行なうものとは見られない。」(Qui jussu judicis aliquid facit, non videtur dolo malo facere, qui parere necesse habet.)

<168pr.> 同人「ブラウティウス註解」第一卷—「いっそう寛大な解答を提供する機会がとらえられるべきである。」(Rapienda occasio est, quae praebet benignius responsum.)

<168,1> 「なされた〔こと〕が不明瞭な状況にあるときには、それは各人の意思にもとづいて解釈を引きだす。」(Quod factum est cum in obscuris sit, ex affectione cujusque capit interpretationem.)

<169pr.> 同人「ブラウティウス註解」第二卷—「〔損害を〕与えることを命じる人〔自身〕が損害を与える。しかし、〔ある人に〕したがうことが必要であるような人には、なんらの過失もない。」(Is damnum dat, qui jubet dare: ejus vero nulla culpa est, cui parere necesse sit.)

<169,1> 「未確定な〔ものは〕、あたかも存在するものようには扱われない。」(Quod pendet, non est pro eo, quasi sit.)

<170> 同人「ブラウティウス註解」第三卷—「裁判官によってなされた〔こと〕は、それがその人の職務に関連しない場合には、有効でない。」(Factum a iudice, quod ad officium ejus non pertinet, ratum non est.)

<171> 同人「ブラウティウス註解」第四卷—「誰も、自身が給付した〔もの〕を〕他〔人〕からとりもどすであろう、という理由のために、義務づけられるようなことはない。」(Nemo ideo obligatur, quia recepturus es

t ab alio quod praestiterit.)

<172pr.> 同人「プラウティウス註解」第五卷—「売買の締結においては、あいまいな合意は、売主に不利な方向で解釈されるべきである。」(In contrahenda venditione ambiguum pactum contra venditorem interpretandum est.)

<172,1> 「ところで、あいまいな請求表示は、物が原告に保全されたかたちになるようにして了解されるべきである。」(Ambigua autem intentione ita accipienda est, ut res salva actori sit.)

<173pr.> 同人「プラウティウス註解」第六卷—「なすことが〔現に〕可能なかぎり〔支払うように〕判決される人々の有責判決においては、彼らもっている〔もの〕全体が〔彼らから〕徴収されるべきではなくて、彼らが困窮するようなことがないように、彼ら自身〔の状況〕に考慮も払われるべきである。」(In condemnatione personarum, quae in id quod facere possunt damnantur, non totum quod habent extorquendum est, sed et ipsarum ratio habenda est, ne egeant.)

<173,1> 「法律（法）のなかに「君は返還するよう」という文言が見いだされるときには、たとえとくに果実について付記されていなかったとしても、やはり、果実さえも返還されるべきである。」(Cum verbum 'restituas' lege invenitur, etsi non specialiter de fructibus additum est, tamen etiam fructus sunt restituendi.)

<173,2> 「各人の遅滞はその各人に不利益を与える。そして、このことは二人の諾約債務者においても遵守される。」(Unicuique sua mora nocet. Quod et in duobus reis promittendi observatur.)

<173,3> 「返還されることになっている〔ものを〕〔あえて〕請求する〔人は〕、悪意で行なう。」(Dolo facit, qui petit quod redditurus est.)

<174pr.> 同人「プラウティウス註解」第八卷—「〔その気になれば〕条件にしたがうことができるようにすることができるような〔人は〕、すでに〔それにしたがうことが〕できるものと認められる。」(Qui potest facere, ut possit conditioni parere, jam posse videtur.)

<174,1> 「ある人が、かりに望んでいるとしても、もつことができないものをその人が拒む、ということは、できない。」(Quod quis si velit habere non potest, id repudiare non potest.)

<175pr.> 同人「プラウティウス註解」第一卷—「職務が自由人によってなされることを法律（法）が求めていることには、奴隷は介入することはできない。」(In his, quae officium per liberas fieri personas legis desiderant, servus intervenire non potest.)

<175,1> 「私は、権利を私に移転した私の前主よりもよい状況におかれ

るべきではない。」(Non debeo melioris condicionis esse, quam auctor meus, a quo jus in me transit.)

<176pr.> 同人「プラウティウス註解」第一三卷—「政務官によって公けになされることのできるような[ことは]、個々の[私]人には許されるべきではない。それは、大混乱をひきおこす機会が生じたりしないようにするためである。」(Non est singulis concedendum, quod per magistratum publice possit fieri, ne occasio sit majoris tumultus faciendi.)

<176,1> 「自由と近親関係の評価は、無限である。」(Infinita aestimatio est libertatis et necessitudinis.)

<177pr.> 同人「プラウティウス註解」第一四卷—「他の[人]の権利あるいは所有権を承継する[人は]、その、他の[人]の権利を用いるべきである。」(Qui in jus dominiumve alterius succedit, jure ejus uti debet.)

<177,1> 「請求してはならない理由を知らない人は、誰も、悪意で行動するものとは見られない。」(Nemo videtur dolo exsequi, qui ignorat causam, cur non debeat petere.)

<178> 同人「プラウティウス註解」第一五卷—「主たる状態が存立しないときには、通常は、[それに]ともなうものさえも生じない。」(Cum principalis causa non consistat, plerumque ne ea quidem, quae sequuntur, locum habent.)

<179> 同人「プラウティウス註解」第一六卷—「[奴隷を]解放する[人]の意思が不明瞭な場合には、自由[身分付与]に有利な扱いがなされるべきである。」(In obseura voluntate manumittentis favendum est libertati.)

<180> 同人「プラウティウス註解」第一七卷—「他の[人]の指図によって[別の人に]弁済される[ものは]、あたかもそれがその他の[人]自身に弁済されたかのような状況にある。」(Quod jussu alterius solvitur, pro eo est, quasi ipsi solutum esset.)

<181> 同人「ウィテッリウス註解」第一卷—「もし誰も相続をひきうけなかった場合には、遺言の効力はすべて消滅する。」(Si nemo subiit hereditatem, omnis vis testamenti solvitur.)

<182> 同人「ウィテッリウス註解」第三卷—「いかなる債務関係でも、誰のものにもなることのできないものがある[人]のものとなるようなことを生じさせることは、できない。」(Quod nullius esse potest, id ut alicujus fieret, nulla obligatio valet efficere.)

<183> マルケッルス「法学大全」第三卷—「たとえなんらのことも[所定の]様式から安易に変更されるべきでないとしても、やはり、明白な衡

平さが求められるときには、救済を与えるべきである。」(Etsi nihil facile mutandum est ex sollemnibus, tamen ubi aequitas evidens poscit, subveniendum est.)

<184> ケルスス「法学大全」第七巻—「実体のない恐怖については、正当な免責はない。」(Vani timoris justa excusatio non est.)

<185> 同人「法学大全」第八巻—「不可能な[もの]については、なんらの債務関係も成立しない。」(Impossibilium nulla obligatio est.)

<186> 同人「法学大全」第一二巻—「事物の性質によって弁済が可能となるようなその時期よりまえには、いかなるものも請求されることはできない。そして、弁済の時期が債務関係に付加されているときには、それが経過したあとでなければ、それは請求されることはできない。」(Nihil peti potest ante id tempus, quo per rerum naturam persolvi possit: et cum solvendi tempus obligationi additur, nisi eo praeterito peti non potest.)

<187> 同人「法学大全」第一六巻—「もしある人が妊娠中の妻を残して[死亡した]ときには、彼は子なしに死亡したものとは見られない。」(Si quis praegnatem uxorem reliquit, non videtur sine liberis decessisse.)

<188pr.> 同人「法学大全」第一七巻—「遺言のなかで相互に矛盾している[こと]が命じられていたようなときには、それらは、双方とも、有効ではない。」(Ubi pugnantia inter se in testamento juberentur, neutrum ratum est.)

<188,1> 「事物の性質から[見て]禁止されている[ものは]、いかなる法律(法)によっても確認されなかった。」(Quae rerum natura prohibentur, nulla lege confirmata sunt.)

<189> 同人「法学大全」第一三巻—「未成熟者(被後見人)は、後見人の助成が添えられていないかぎりには、その年令において望むことも望まないこともしないものと考えられる。なぜならば、後見人の助成というものが、[未成熟者の]精神の判断によって生ずることにおいて必要とされるからである。」(Pupillus nec velle nec nolle in ea aetate nisi adposita tutoris auctoritate creditur: nam quod animi iudicio fit, in eo tutoris auctoritas necessaria est.)

<190> 同人「法学大全」第二四巻—「追奪される[ものは]財産のなかにはない。」(Quod evincitur, in bonis non est.)

<191> 同人「法学大全」第三三巻—「皇帝がいわば生存中の[人]に対するように[ある人に]自身が与えるように指令していたその特典を、すでに死亡してしまっているときにも、その人に、彼(皇帝)が与えたもの

と考えられるかどうかを諮問されたとき、ネラーティウスは、自身には、彼（皇帝）が、生きているものと考えていたその人に授与していた[ものを]死亡してしまった人に授与したものは考えられない、しかし、それでもやはり、彼（皇帝）自身の与える特典をどのような態様のものにしたいのかは、彼自身の判断に属する事柄である、と解答した。」(Neratius consultus, an quod beneficium dare se quasi viventi Caesar rescripserat, jam defuncto dedisse existimaretur, respondit non videri sibi principem, quod ei, quem vivere existimabat, concessisset, defuncto concessisse: quem tamen modum esse beneficii sui velle t, ipsius aestimationem esse.)

<192pr.> マルケッルス「法学大全」第二九卷—「部分へと分割されることが不可能なものは、個々の相続人たちによって全体として負われる。」(Ea, quae in partes dividi non possunt, solida a singulis heredibus debentur.)

<192,1> 「疑問のある事柄において、いっそう寛大な解釈にしたがうことは、いっそう安全であるのと同じように、いっそう公正である。」(In re dubia benigniorem interpretationem sequi non minus justius est quam tutius.)

<193> ケルスス「法学大全」第三八卷—「相続人のほとんどすべての権利は、あたかも彼が[被相続人の]死亡の時点でただちに相続人となった場合のように、扱われる。」(Omnia fere jura heredum perinde habentur, ac si continuo sub tempore mortis heredes exstitissent.)

<194> モデスティヌス「異同録」第六卷—「承継を通じて相続人となった[人は]、たとえその承継が死者(被相続人)からきわめて遠い[親等において]生じたものであっても、第一順位で相続人となっている[人]の場合と同じように、相続人[である]と理解される。」(Qui per successionem quamvis longissimam defuncto heredes constituerunt, non minus heredes intelleguntur, quam qui principaliter heredes existunt.)

<195> 同人「異同録」第七卷—「[明白に]表明された[こと]は[人を]害するが、[明白に]表明されなかった[こと]は[人を]害しない。」(Expressa nocent, non expressa non nocent.)

<196> 同人「法範」第八卷—「ある特権は状況に関係するものであり、ある[特権]は人にかんするものである。そして、そのために、状況に関係するある[ものは]相続人へと移転されるが、しかし、人に関係する[あるものは]相続人へは移らない。」(Privilegia quaedam causae sunt, quaedam personae. Et ideo quaedam ad heredem transmittuntur, q

uae causae sunt: quae personae sunt, ad heredem non transeunt.)

<197> 同人「婚姻儀式論」単巻書—「[人間の婚姻上の] 結びつきにおいては、つねに、たんになにが [法的に] 許されているかだけではなくて、なにが立派であるかも、考慮されるべきである。」(Semper in conjunctionibus non solum quid liceat considerandum est, sed et quid honestem sit.)

<198> ヤウオレーヌス「カッシウス抜粋」第一三巻—「特示命令においても、あるいは他の状況においても、とにかく、後見人の悪意は未成熟者(被後見人)を害するべきではない。後見人が、支払能力を保有しているさいにも、[保有してい]ないさいにも、同様である。」(Neque in interdicto neque in ceteris causis pupillo nocere oportet dolum tutoris, si ve solvendo est sive non est.)

<199> 同人「書簡録」第六巻—「政務官の命令に服従しなかった[人は]、悪意 [の責] をまぬかれることはできない。」(Non potest dolo carere, qui imperio magistratus non paruit.)

<200> 同人「書簡録」第七巻—「損害の発生なしにはなんらのことも審査されることができないたびごとに、最小の不衡平さ [しか] もた [ない] ような [ことが] 選びだされるべきである。」(Quotiens nihil sine captione investigari potest, eligendum est quod minimum habeat iniquitatis.)

<201> 同人「書簡録」第一〇巻—「遺言に由来するものは、すべて、それらがまた瑕疵のない状況ではじまった場合に、そのようにして効果のともなう状況を生じさせる。」(Omnia, quae ex testamento proficiscuntur, ita statum eventus capiunt, si initium quoque sine vitio ceperint.)

<202> 同人「書簡録」第一一巻—「市民法における定義というものは、すべて、危険をとともなう。なぜならば、それが覆えられるのが不可能である、といったことが [あまりにも] 少ないからである。」(Omnis definitio in jure civili periculosa est: parum est enim, ut non subverti possit.)

<203> ポンポーニウス「クィントゥス・ムーキウス註解」第八巻—「ある人が自身の過失によって損害をこうむる場合には、その人が損害をこうむるものとは理解されない。」(Quod quis ex culpa sua damnum sentit, non intellegitur damnum sentire.)

<204> 同人「クィントゥス・ムーキウス註解」第二八巻—「訴権をもつということは、物 [それ自体] を保有するというよりも少ない価値しかもたない。」(Minus est actionem habere quam rem.)

<205> 同人「クイーントゥス・ムーキウス註解」第九三卷——「一般に生じてくるのは以下の点である。つまり、それは、私たちの手から失なわれることが可能であるようなものでさえも、あたかも、失なわれることが可能であるようなそういう状況にはないかのような状態にある、ということである。そして、そのために、私たちは、自らが国庫に担保としてさしいられている [もの (土地) を]、ときには、返還請求することも、譲渡することも、また、土地については役権を設定することも、できる。」(Plerumque fit, ut etiam ea, quae nobis abire possint, proinde in eo statu sint, atque si non essent ejus condicionis, ut abire possent. Et ideo quod fisco obligamus, et vindicare interdum et alienare et servitutem in praedio imponere possumus.)

<206> 同人「各種講義抜粹録」第九卷——「誰も、他の [人] の損失および [自らの] 不法な侵害によっていっそう富んだ状態にならないものとする、という [扱い] は、自然の法 (自然法) によって衡平である。」(Jure naturae aequum est neminem cum alterius detrimento et injuria fieri locupletiores.)

<207> ウルピアーヌス「ユーリウス・パピウス法註解」第一卷——「既判物は真実と考えられる。」(Res judicata pro veritate accipitur.)

<208> パウルス「ユーリウス・パピウス法註解」第三卷——「一度も [あるものを] もつことがなかった [人は]、[それを] もつことをやめたものと見られることはできない。」(Non potest videri desisse habere, qui numquam habuit.)

<209> ウルピアーヌス「ユーリウス・パピウス法註解」第四卷——「一般に、私たちは、奴隷状態を死に等しいものと扱う。」(Servitutem mortalitati fere comparamus.)

<210> リキンニウス・ルフィーヌス「法範」第二卷——「当初から無効であった相続人指定は、後発的な出来事によっては有効となることはできない。」(Quae ab initio inutilis fuit institutio, ex postfacto convalescere non potest.)

<211> パウルス「告示註解」第六九卷——「奴隷が国事のために不在である、というようなことはできない。」(Servus rei publicae causa abesse non potest.)